

4. 車道における自転車通行空間の設計（交差点部）

本章は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を抜粋したものに、一部、加筆・修正を行い、車道における自転車通行空間の設計（交差点部）の考え方について示したものであり、設計の実施にあたっては、交通管理者と協議の上、決定するものとする。

4.1 交差点部の設計の基本的な考え方

4.1.1 分離形態の連続性

交差点部において歩行者、自転車、自動車の適切な分離、共存を図るため、交差点部の分離形態について、前後の自転車通行空間と同様の形態をできる限り連続的に確保すべきであり、安易に自転車通行空間を自転車歩行者道へ接続しないことを基本とするものとする。

双方向通行の自転車道が規模の大きい交差点に接続する場合においては、交差点内で自転車同士が交錯すること、自転車が自動車と逆方向に通行することを避けることを基本とするものとする。

4.1.2 通行空間の直線的な接続

自転車の安全性、快適性を向上させるため、自転車動線の直進性を重視し、一方通行の自転車道、自転車通行帯のいずれの場合も、自動車と同じ方向に通行する自転車の交差点部における自転車通行空間は、直線的に接続することを基本とするものとする。

4.1.3 交差点内の通行方向の明確化

交差点における自転車の安全な通行を促すとともに、自動車利用者等に自転車動線を知らせるため、自転車の通行位置及び通行方向を明確化する路面表示を設置するものとする。

信号のない交差点のように規模の小さな交差点においては、自転車通行空間に応じた通行方向とすることを基本とし、双方向通行の自転車道では自転車横断帯を設置し、一方通行の自転車道や自転車通行帯では通行方向を明確化する路面表示を設置するものとする。

4.1.4 左折巻き込みに対する安全対策

自動車から自転車を確認しやすく、左折巻き込み事故を防止するため、交差点流入部において、自転車専用信号の設置により自動車と別の信号制御を行うことを検討するものとする。なお、自転車通行帯の場合には、自動車の進路変更禁止規制を実施して自転車と自動車を分離するものとする。また、自転車の停止位置を自動車よりも前出しすることを検討するものとする。

左折巻き込み事故の防止対策として、交差点流入部において普通自転車専用通行帯の交通規制を解除した車道左側部の車線内に自転車の通行位置を明確化した路面表示等を設置した上で、自転車と左折する自動車を混在させて一列で通行させることも検討するものとする。

4.1.5 二段階右折時の滞留スペースの確保

交差点内の通行方向の明確化のために設置した路面表示と歩車道境界の縁石で囲まれた範囲は、自転車が二段階右折する際の交差点内での滞留スペースとなることを周知するものとする。また、必要に応じて、歩道を切り込むことにより、交差点内に二段階右折時の自転車の滞留スペースを確保するものとする。

4.2 交差点部において空間確保に制約がある場合の考え方

交差点部において自動車用の右折レーンや左折レーンが設置されており自転車道または自転車通行帯を確保することに制約がある場合の対応について、その考え方を示す。

右折レーン等により自転車道または自転車通行帯の確保に困難が生じる場合は、下記の順序に従い、空間確保することを検討するものとする。

- ▶ 交差点流入部の車線幅員及び中央帯幅員について再検討を行い、各車線幅員や中央帯幅員の縮小もしくは右折車線相当のふくらみを持たせた右折ポケットへの変更等を行うことにより、自転車通行空間の幅員を確保する。なお、右折ポケットへ変更する場合は、右折専用の信号現示を用いることができなくなる可能性があることに留意が必要である。また、右折レーン等の必要性を再検討し、地域や道路利用者の合意が得られる場合は、右折禁止の規制を行い、右折レーンを廃止し、自転車通行空間の幅員を確保することも考えられる。
- ▶ 歩道幅員を縮小しても歩行者への交通への影響が小さい場合には、歩道幅員を縮減して自転車通行空間の幅員を確保する。
- ▶ 自転車通行空間の確保ができない場合は、車道上に通行位置及び通行方向を明確化する路面表示を設置し、車道上で自転車と自動車を混合させて一列で通行させることを検討する。

左折可の交通規制や分離帯による左折導流路のある交差点では、直進する自転車と左折する自動車の交錯を防ぐため、道路や交通の状況に応じて、左折導流路や左折可の交通規制、信号制御の見直し、道路空間の再配分等による車道左側部への自転車通行空間の確保、交差点内における自転車通行位置の明示等の安全対策を検討するものとする。

安全対策が困難な場合は、当該交差点の前後については自転車ネットワーク路線とせず、代替路を検討するものとする。

4.3 一般的な交差点の設計

自転車が双方方向通行となる自転車道の場合は、自動車と逆方向に通行する自転車の出会い頭事故の危険性、交差点内での自転車同士の交錯の危険性等の課題があることから、交通状況や沿道状況を踏まえ、個別に検討を行うこととし、ここでは、自転車一方通行規制を実施した自転車道、自転車通行帯、車道内共存および車道混在の場合について示す。

4.3.1 車道整備に共通する事項

交差点の形態は、主道路（次頁の図中、横方向の道路を示す）の形態と従道路（次頁の図中、縦方向の道路を示す）の形態により分類される。

さらに、自転車道または自転車通行帯の確保が可能な場合、交差点流入部において、以下に示す3手法に分類される。

1) 左折自動車のみ混在の場合

交差点手前約 30m 程度で自転車道または自転車通行帯を打ち切り、車道左側部の車線幅員を拡げ、路面表示により自転車の通行位置を明確化し、自転車と左折する自動車を混合させて一列で通行させる手法。

左折自動車と自転車は一列で通行し、通行順序ははっきりするものの、不安に感じる自転車利用者が存在することに加え、混在して一列で通行する通行方法を自動車、自転車相互に周知することに課題がある。

2) 分離の場合

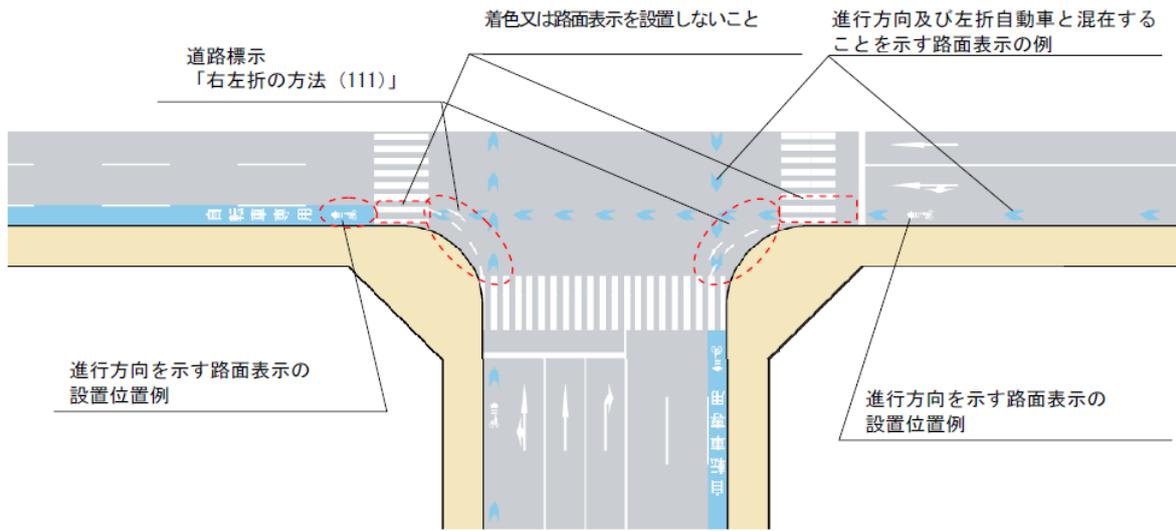
交差点に自転車道または自転車通行帯を接続し、自転車と自動車を分離する手法。

交差点直近まで自転車と自動車が分離され自転車利用者の安心感はあるものの、信号制御により自動車と自転車を分離しない限り自動車が左折時に後方から進行してくる自転車に注意することに加え、自転車が優先意識をもち、自動車を意識しなくなる可能性があるため、通行方法を自転車に周知することに課題がある。

3) 車道内共存もしくは車道混在の場合

車道上で自転車と自動車を共存もしくは混在させて通行させる手法。

(1) 左折自動車のみ混在の場合（交差点手前から路面表示を設置して混在させる場合）



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.1.1 交差点隅角部の道路構造の例（自転車通行帯の場合）

1) 道路標識・道路標示

- 自転車の直進性を確保し、進行方向を明確化するため、交差点部には道路標示「自転車横断帯（201の3）」を設置しないものとする。
- 自動車が左折する際の左折動線を明確にするため、道路標示「右左折の方法（111）」の規制を同時に実施するものとする。
- ただし、主道路の交差点流入側及び従道路の交差点流出側ともに混在させる場合は、道路標示「右左折の方法（111）」は設置しないものとする。
- 自転車が通行すると想定される車道左側端まで道路標示「停止線（203）」を設置するものとする。

2) 看板・路面表示等

- 交差点における自転車の安全な通行を促すとともに、自転車利用者等に自転車動線を知らせるため、自転車道または普通自転車専用通行帯が打ち切られた場所から停止線までの間及び交差点内の自転車通行空間の延長線上の部分の路面に自転車の通行位置及び通行方向を明確化し、左折自動車と混在することを示す路面表示（例えば、矢羽根型等）を設置するものとする。ただし、自転車に停止線を遵守させ、横断歩道上の歩行者を優先するため、流入側においては、停止線から横断歩道に掛かる部分には設置しないこととし、流出側においては、横断歩道に掛かる部分は設置しないものとする。
- 交差点内の路面表示については、単路部で路面を着色していない場合においても、交差点内における自転車の通行位置、方向をより一層明確化するため、白色ではなく、着色することが考えられる。なお、自転車通行空間に路面着色する場合には、周囲の景観に対し大きな影響を与えないよう、地域ごとの景観条例等を考慮した上で、景観や色彩の彩度及び明度等に留意するものとする。
- 交差点流出入部において、自転車の通行方向を明確化するために、自転車の通行方向を示す路面表示（例えば、ピクトグラム等）や逆方向の通行が禁止されていることを示す看板または路面表示を設置することが考えられる。

<交差点内の通行位置や進行方向を明確化した事例>



※ガイドライン地方説明会資料より抜粋

- 二段階右折する自転車の滞留スペースは、通行位置及び通行方法を明確化する路面表示と歩道端の縁石との間に囲まれた範囲となり、このスペースを明確化するため、路面表示を設置することが考えられる。

＜自転車専用二段階右折のための滞留スペースを明示した事例＞



※ガイドライン地方説明会資料より抜粋



※ガイドライン地方説明会資料より抜粋

- これに加えて、原動機付自転車（以下「原付」という。）の二段階右折が必要な交差点では、自転車の滞留スペースとは別に、原付の滞留スペースを明確化するため、路面表示を設置することが考えられる。

＜原付用二段階右折のための滞留スペースを明示した事例＞

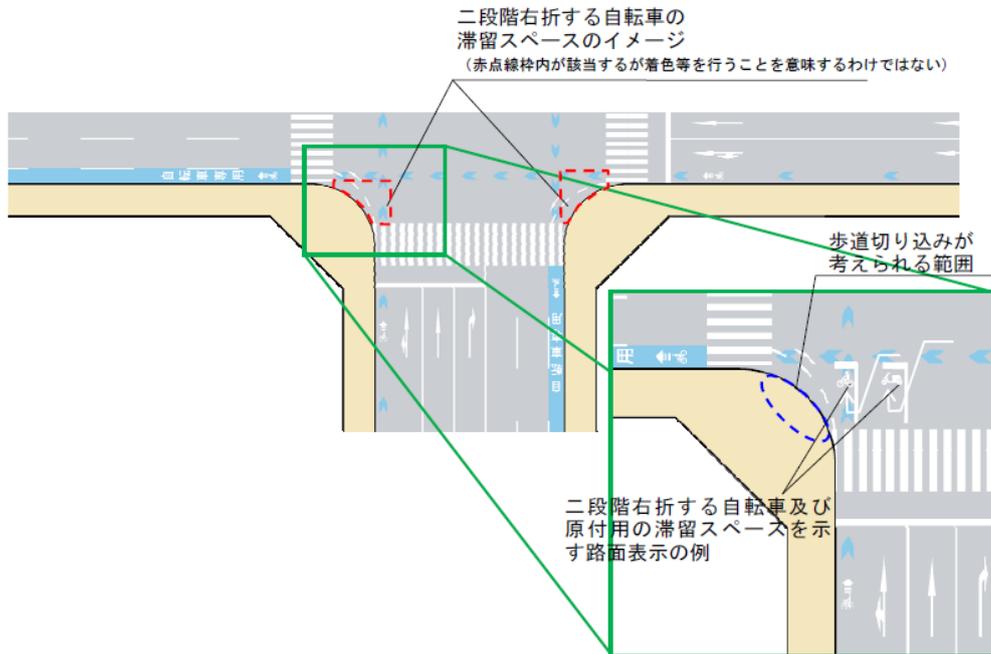


※ガイドライン地方説明会資料より抜粋



※ガイドライン地方説明会資料より抜粋

- 滞留するスペースが不足し、隅角部の歩道幅員に余裕がある場合には、歩道の一部切り込み、滞留スペースを確保することを検討するものとする。

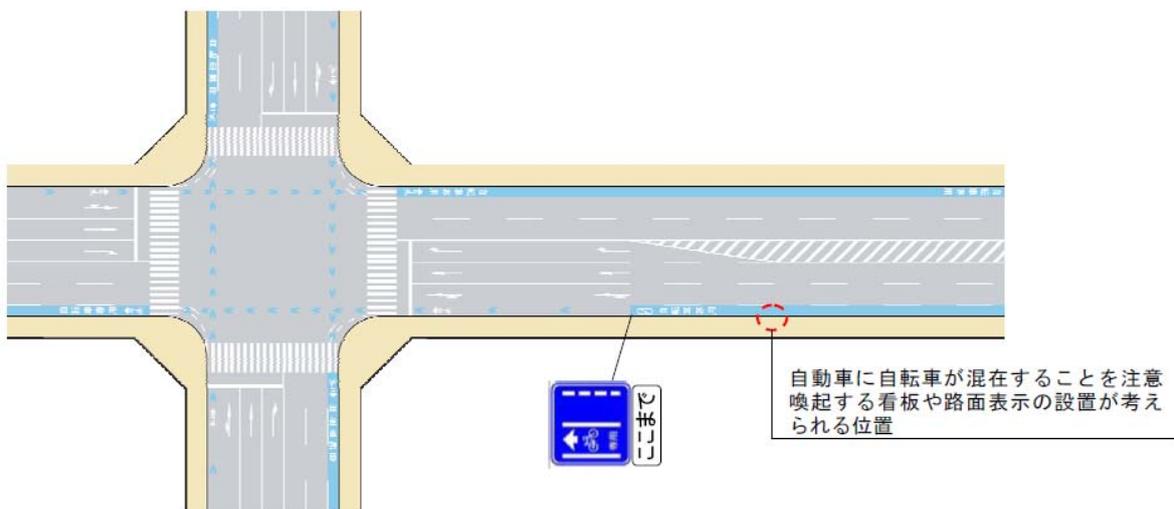


(※) 交差点流入部において道路の左側部分の車両通行帯が 2 以下の場合、原付の右折方法を道路標識「原動機付自転車の右折方法（小回り）(327 の 9)」により小回りと規制している交差点の場合、原付の滞留スペースを示す路面表示は設置しないものとする。

※ガイドラインより抜粋

図-4.3.1.2 二段階右折する自転車等の滞留スペースの例（自転車通行帯の場合）

- 左折自動車と自転車が混在することを、混在させる部分の手前で、自転車、自動車双方に対して看板または路面表示により注意喚起することを検討するものとする。



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.1.3 車道混在を注意喚起する看板・路面表示位置の例（自転車通行帯の場合）

- 看板を設置する場合は、設置目的にあわせて、自動車及び自転車からの視点を考慮し、見えやすい高さ、大きさに設置するものとする。なお、設置位置に関しては、車道、自転車道、歩道の建築限界を遵守するものとする。
- 看板または路面表示を設置する場合は、道路利用者の混乱を避けるために、少なくとも自転車ネットワークを計画する同一地域内において、法定外の看板及び路面表示のデザインや設置する位置については、考え方の統一化を図り、路面に着色する場合には同系統の色彩を使用するとともに、近隣地域との整合性に配慮する。また、看板及び路面表示のデザイン等は、道路標識及び道路標示と明確に区分できるよう留意するものとする。
- 新たに道路標識や看板を設置する場合、標識、看板の統合や既存の標識柱を活用するなど道路利用者に分かりやすい形で集約化に努めるものとする。また、設置した道路標識等が樹木の繁茂等により視認性が低下しないよう設置位置に留意するとともに、設置後も視認性が確保されるよう点検等を実施するものとする。

3) その他

- 隅角部の縁石のうち、横断歩道に接続する歩道の縁端部分以外は、高さ 15cm 以上の縁石を設置するものとする。
- 横断歩道に接続する歩道の縁端部分は、高さ 2cm の縁石を標準とするものとする。

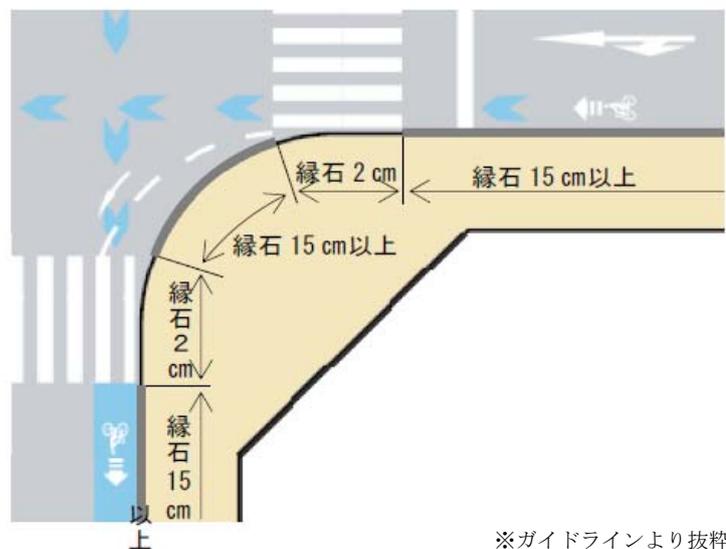
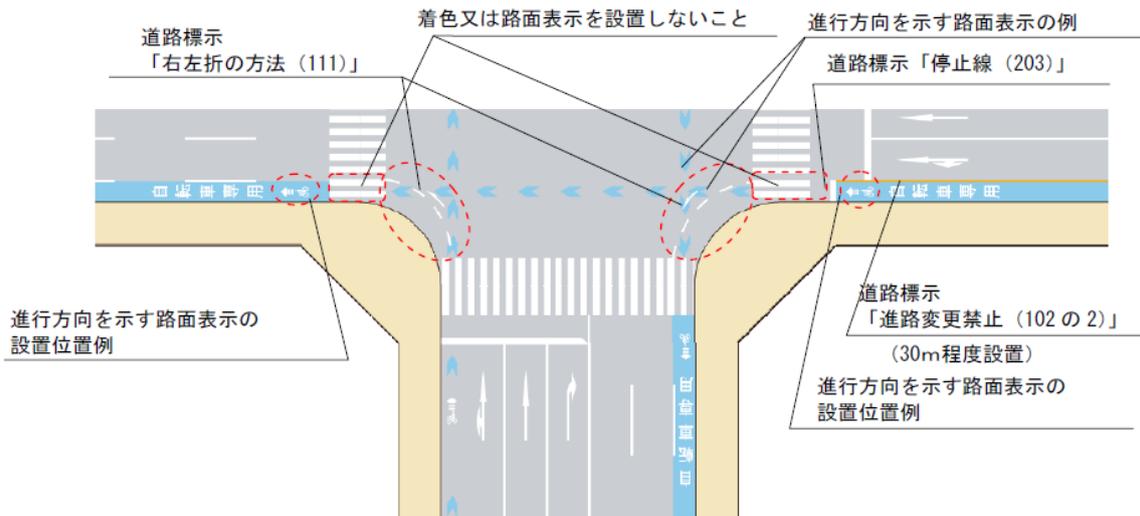


図-4.3.1.4 交差点隅角部の縁石構造の例（自転車通行帯の場合）

(2) 分離の場合（交差点に自転車道または自転車通行帯を直接接続させる場合）



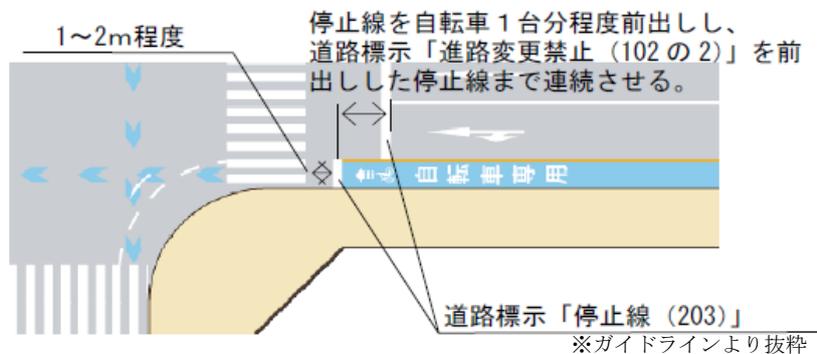
※ガイドラインより抜粋

図-4.3.1.5 交差点隅角部の道路構造の例（自転車通行帯の場合）

1) 道路標識・道路標示

下記の事項を除き、(1) 1) を参考に設計する（p64 参照）。

- 自転車の左折巻き込み事故防止等の自転車の安全を確保するための対策の一つとして、自転車 1 台分程度、自動車用の停止線より自転車道または自転車通行帯の停止線を前出しすることを検討するものとする。



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.1.6 停止線の前出しの例（自転車通行帯の場合）

2) 看板・路面表示等

下記の事項を除き、(1) 2) を参考に設計する（p65 参照）。

- 交差点における自転車の安全な通行を促すとともに、自転車利用者等に自転車動線を知らせるため、交差点内の自転車通行空間の延長線上の部分の路面に自転車の通行位置及び通行方向を明確化する路面表示（例えば矢羽根型等）を設置するものとする。ただし、自転車に停止線を遵守させ、横断歩道上の歩行者を優先するため、流入側においては、自転車の停止線から横断歩道に掛かる部分には設置しないこととし、流出側においては、横断歩道に掛かる部分は設置しないものとする。

3) 自転車専用信号

- 自転車の左折巻き込み事故防止等の自転車の安全を確保する対策として、自転車専用信号の設置等により、自動車や歩行者とは別の信号制御を行うことを検討するものとする。特に、左折自動車が多い場合等においては、自転車と自動車の交錯を防ぐため、設置することが望ましい。

4) その他

下記の事項を除き、(1) 3) を参考に設計する (p68 参照)。

- 道路標示「右左折の方法 (111)」に加え、左折巻き込み事故防止のために隅角部にゴム製ポール等の設置が考えられる。なお、ゴム製ポール等の設置位置については、大型自動車の通行軌跡を考慮し、自転車が通行する空間を避けて設置するものとする。また、設置する場合は、ゴム製ポール等と縁石の間に土砂や落葉等がたまりやすくなるため、路面清掃や除排雪に配慮するものとする。
- 左折自動車の速度抑制を図るため、交差点隅角部及び道路標示「右左折の方法 (111)」の曲線半径を小さくすることが考えられる。

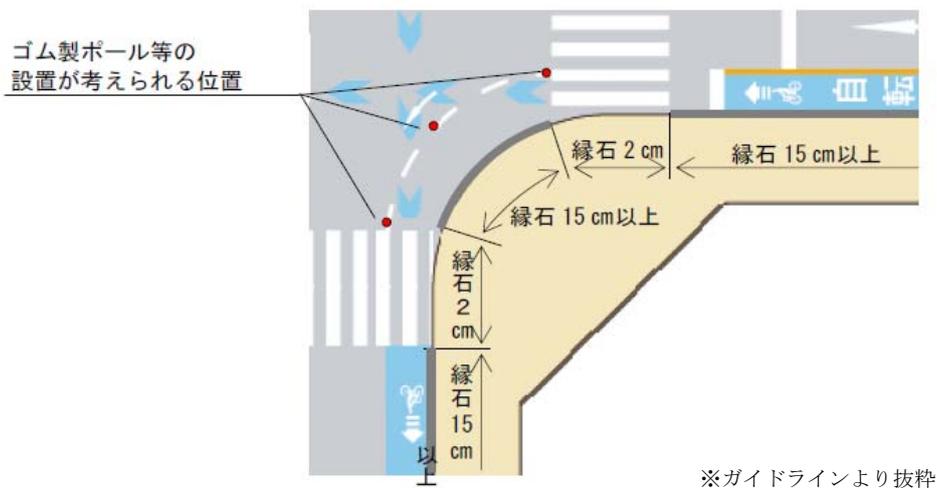


図-4.3.1.7 交差点隅角部の縁石構造の例 (自転車通行帯の場合)

(3) 車道内共存もしくは車道混在の場合（幅員の確保が困難なため、路面表示を混在させる場合）

- 幅員の確保が困難な場合は、自転車と自動車を共存もしくは混在させて通行させることとし、幅員の確保が可能な場合は、交差点流出側の自転車通行帯を優先的に確保するものとする。

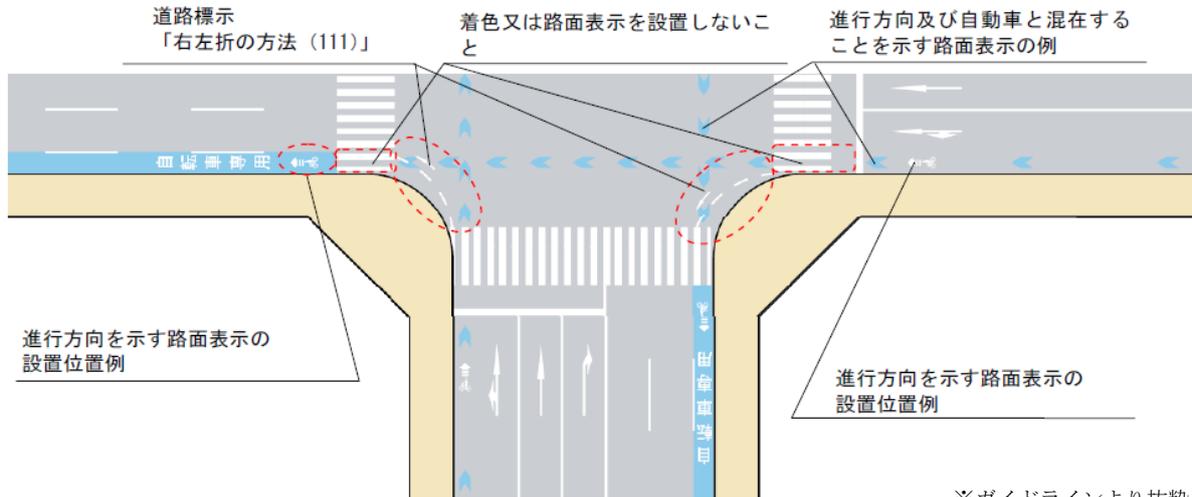


図-4.3.1.8 交差点隅角部の道路構造の例（流入側：車道混在、流出側：自転車通行帯の場合）

1) 道路標識・道路標示

- (1) 1) を参考に設計するものとする（p64 参照）。

2) 看板・路面表示等

下記の事項を除き、(1) 2) を参考に設計するものとする（p65 参照）

- すべての自動車と自転車が共存もしくは混在することを、その形態になる地点の手前で自転車、自動車双方に対して、看板または路面表示により注意喚起するものとする。

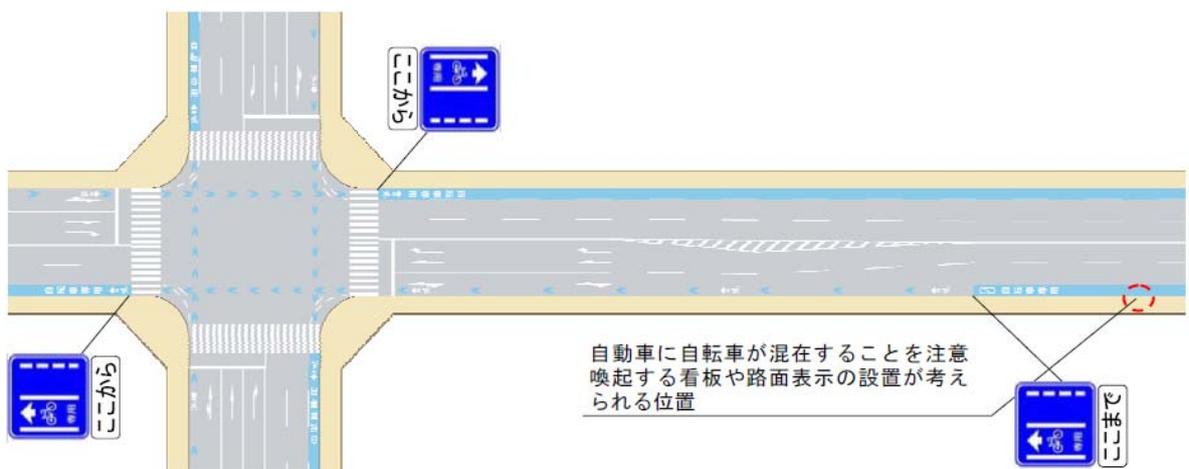
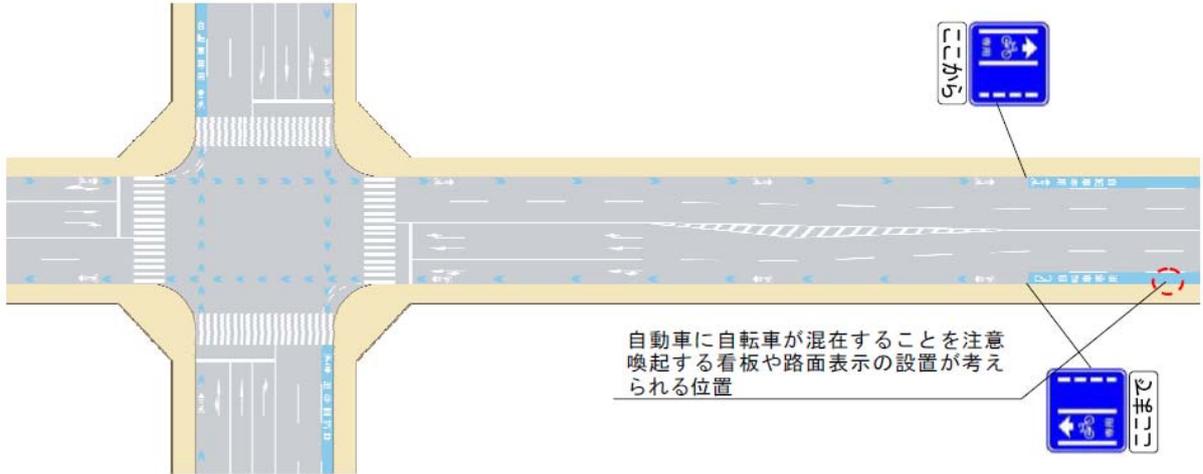


図-4.3.1.9 車道内共存もしくは車道混在を注意喚起する看板・路面表示位置の例（交差点流出側に自転車通行帯を確保可能な場合）



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.1.10 車道内共存もしくは車道混在を注意喚起する看板・路面表示位置の例
(交差点流出側に自転車通行帯を確保できない場合)

3) その他

- (1) 3) を参考に設計するものとする (p68 参照)。

1) 道路標識・道路標示

- 一方通行路の入口の路端に、道路標識「自転車一方通行（326の2-AまたはB）」に補助標識「始まり（505-B）」を附置した始点標識を設置し、一方通行路の出口の路端に、道路標識「自転車一方通行（326の2-AまたはB）」に補助標識「終わり（507-B）」を附置した終点標識を設置するものとする。
- 原則として、一方通行路の出口の左側の路端に車両の進入が禁止された方向に向けて、補助標識「この自転車道」を附置した道路標識「車両進入禁止（303）」を設置するものとする。また、建築限界を確保するため、必要に応じて、オーバー・ハング方式等を検討するものとする。

2) その他

- 自転車道の交差点側の境界部には、縁石の設置は省略できる。
- 自転車道と車道との分離工作物の視認性を向上させるため、流出側自転車道の端部の分離工作物に反射材や反射テープを巻いたゴム製ポール等を併設することが考えられる。（図-4.3.2.4 参照）

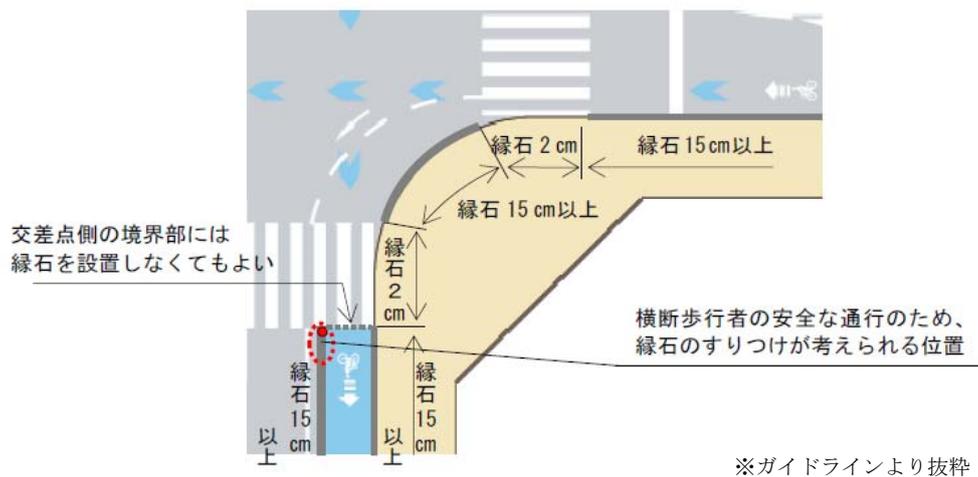


図-4.3.2.3 交差点隅角部の縁石構造の例

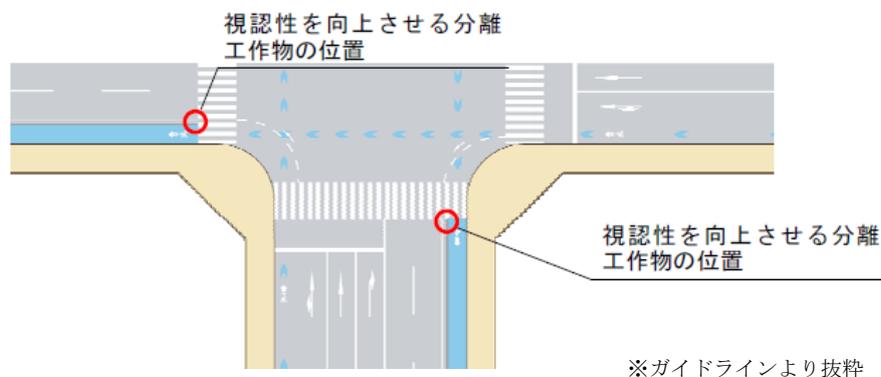
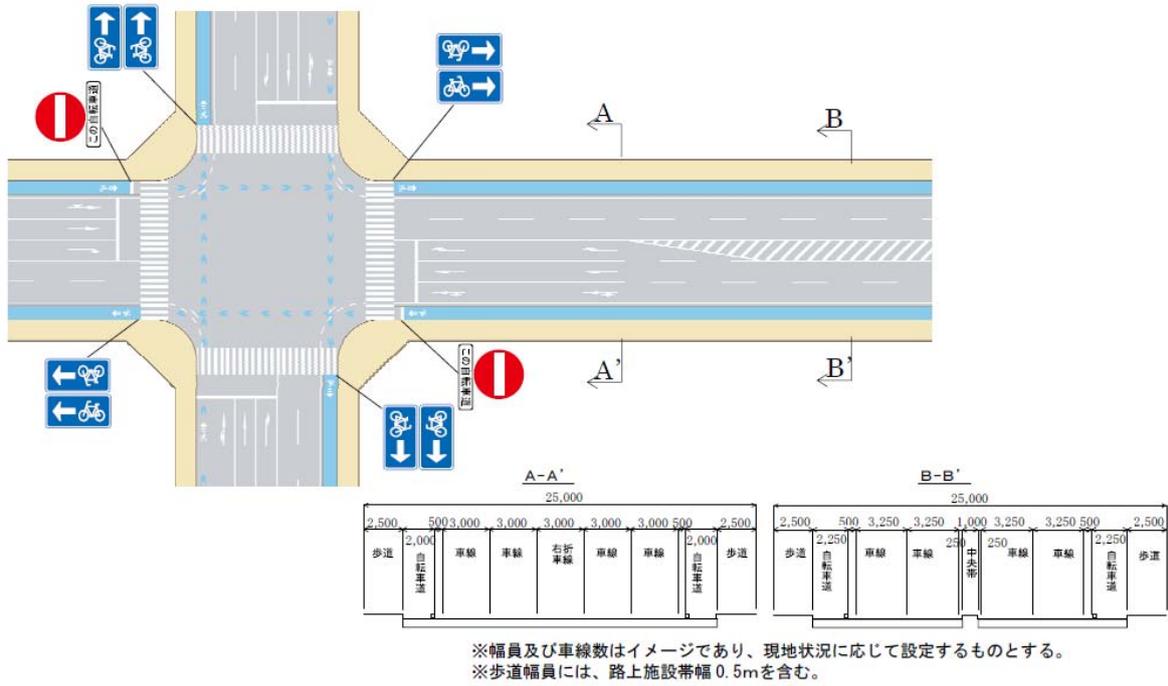


図-4.3.2.4 自転車道の分離工作物の視認性を向上させることが考えられる位置

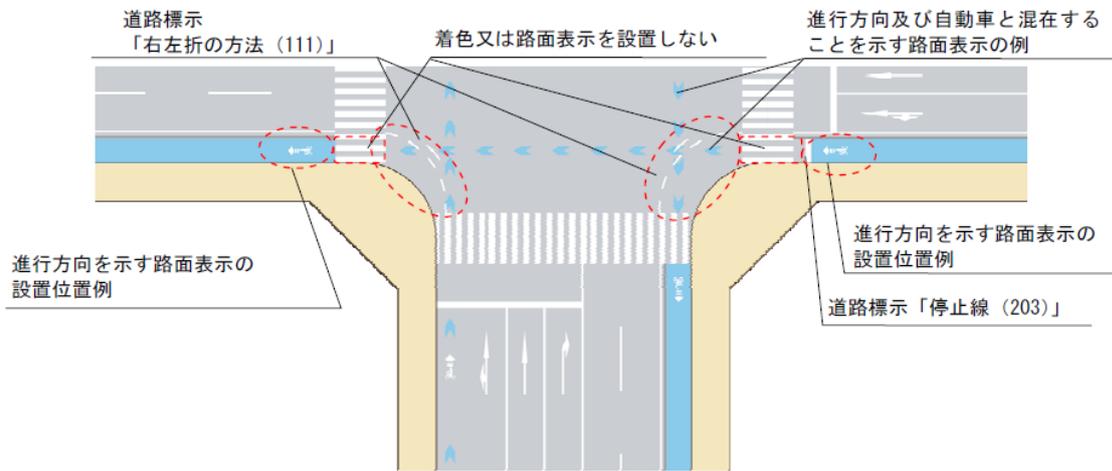
(2) 分離の場合

< 交差点に自転車道を直接接続させる場合 >



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.2.5 自転車道（自転車一方通行）が交差する交差点の例



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.2.6 交差点隅角部の道路構造の例

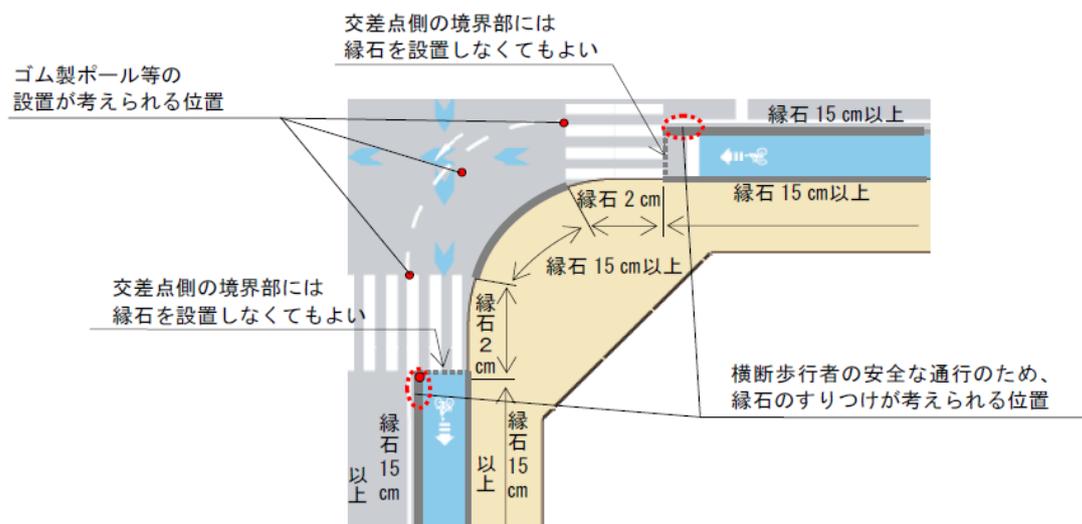
1) 道路標識・道路標示

(1) 1) を参考に設計する (p74 参照)。

2) その他

下記の事項を除き、(1) 2) を参考に設計するものとする (p74 参照)。

- 自転車道の分離工作物としての縁石端部、特に横断歩道に近接する箇所においては、横断歩行者の通行の支障とならないよう、縁石と横断歩道との間に離隔を確保するか、縁石の高さを車道面まですりつけることが望ましい。
- 道路標示「右左折の方法 (111)」に加え、左折巻き込み事故防止のために隅角部にゴム製ポール等の設置が考えられる。なお、ゴム製ポール等の設置位置については、大型自動車の通行軌跡を考慮し、自転車が通行する空間を避けて設置するものとする。また、設置する場合はゴム製ポール等と縁石の間に土砂や落葉等がたまりやすくなるため、路面清掃や除排雪に配慮するものとする。



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.2.7 交差点隅角部の縁石構造の例

4.3.3 自転車通行帯（普通自転車専用通行帯）

(1) 左折自動車のみ共存もしくは混在の場合

<交差点の手前で自転車通行帯を打ち切り、路面表示を設置して共存もしくは混在させる場合>

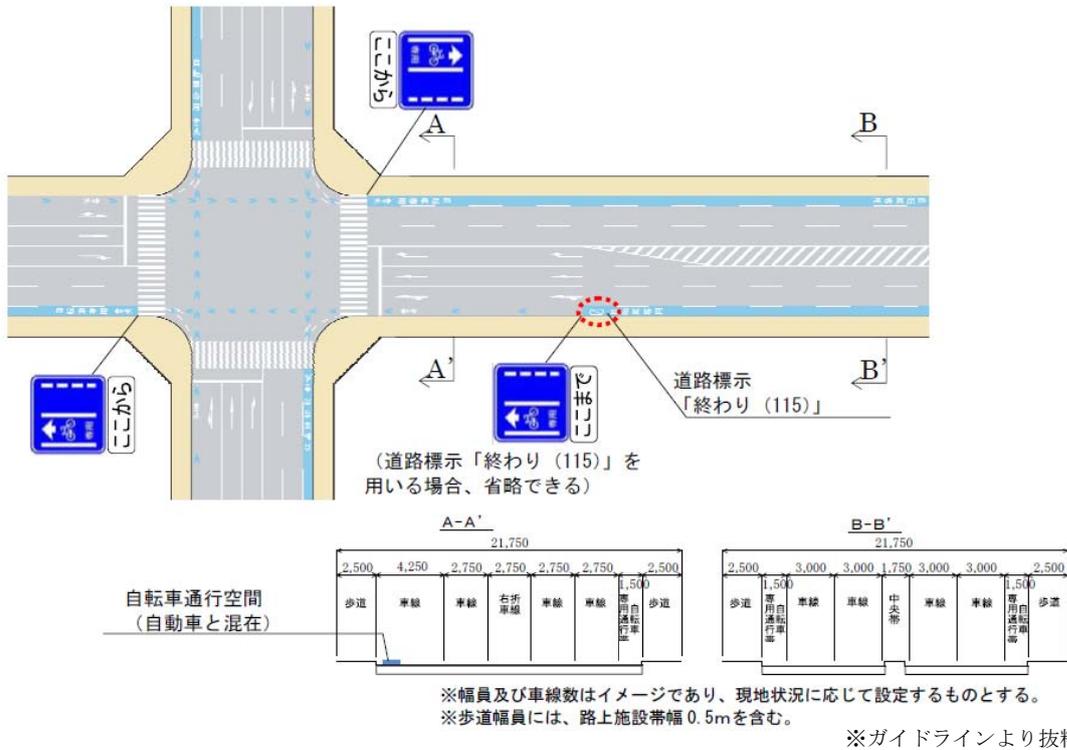


図-4.3.3.1 自転車通行帯が交差する交差点の例

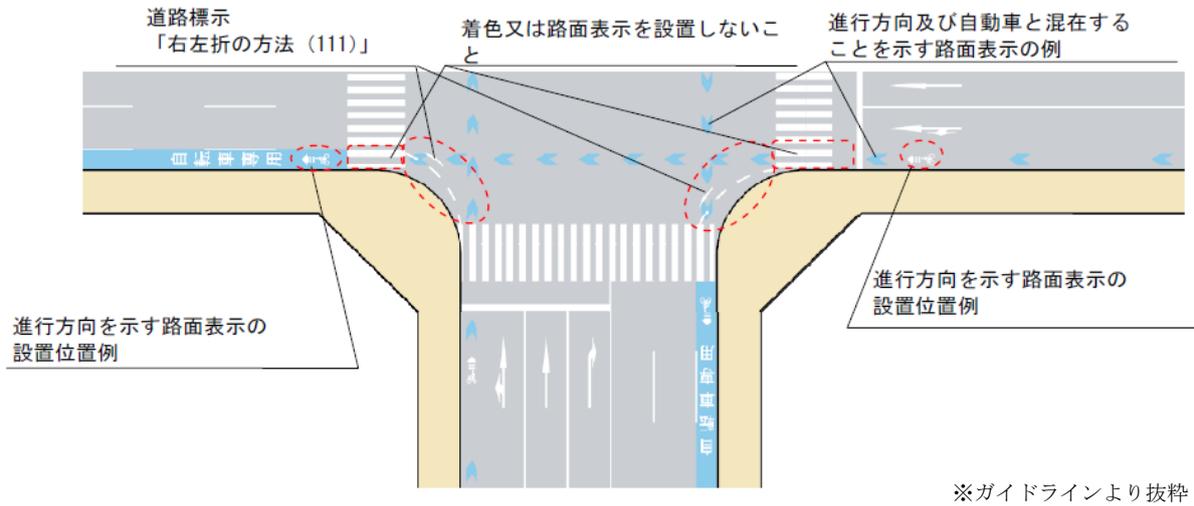


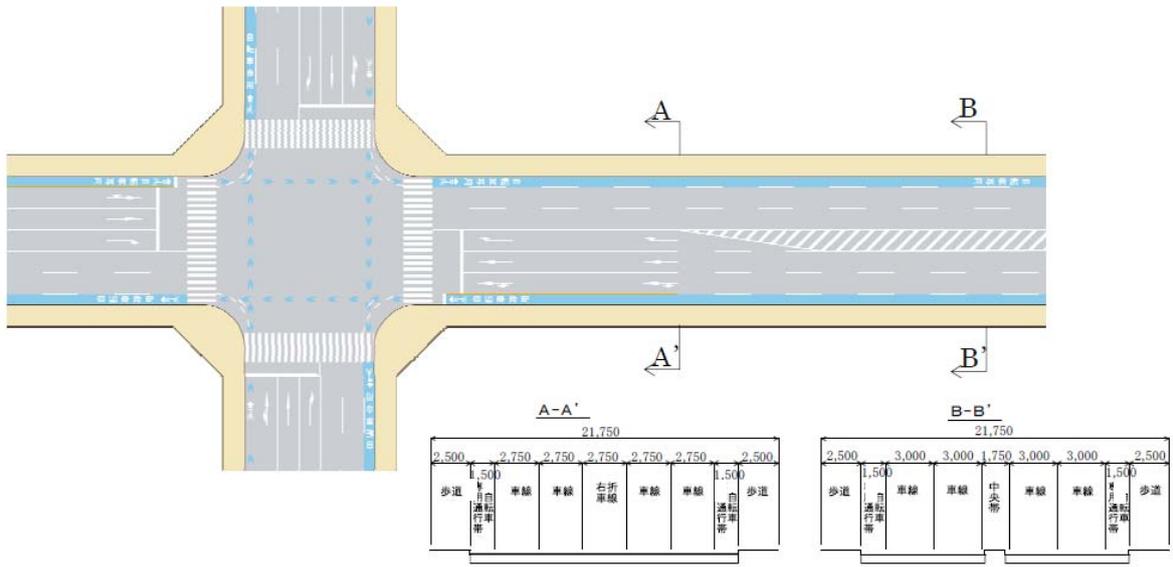
図-4.3.3.2 交差点隅角部の道路構造の例（流入側：車道混在、流出側：自転車通行帯の場合）

1) 道路標識・道路標示

- 普通自転車専用通行帯の終わりの地点に道路標示「終わり（115）」を用いる場合は、終点標識である道路標識「専用通行帯（327 の 4）」及び補助標識「終わり（507-A・B・C）」は省略することができる。

(2) 分離の場合

＜交差点に自転車通行帯を直接接続させる場合＞



※幅員及び車線数はイメージであり、現地状況に応じて設定するものとする。
 ※歩道幅員には、路上施設帯幅0.5mを含む。

図-4.3.3.3 自転車通行帯が交差する交差点の例

※ガイドラインより抜粋

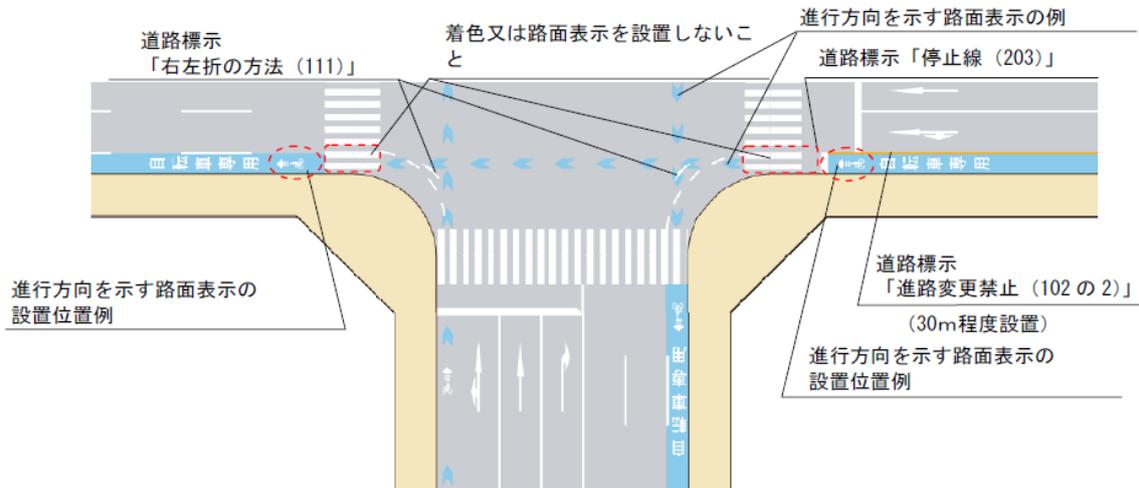


図-4.3.3.4 交差点隅角部の道路構造の例

※ガイドラインより抜粋

1) 道路標識・道路標示

- 普通自転車専用通行帯を通行する自転車と左折自動車を分離するため、交差点流入部で普通自転車専用通行帯（第一通行帯）と第二通行帯との間に道路標示「進路変更禁止（102 の 2）」の規制を実施するものとする。この場合の道路標示は、30m程度の区間に設置するものとする。ただし、進行方向別通行区分の規制が実施されている場合、車両はその車線内を通行しなければならないため、必ずしも進路変更禁止規制の実施の必要はないが、利用者にルールを分かりやすく伝えるために進路変更禁止規制を実施しているものである。

(3) 車道内共存もしくは車道混在の場合

<幅員の確保が困難なため、路面表示を設置して共存もしくは混在させる場合>

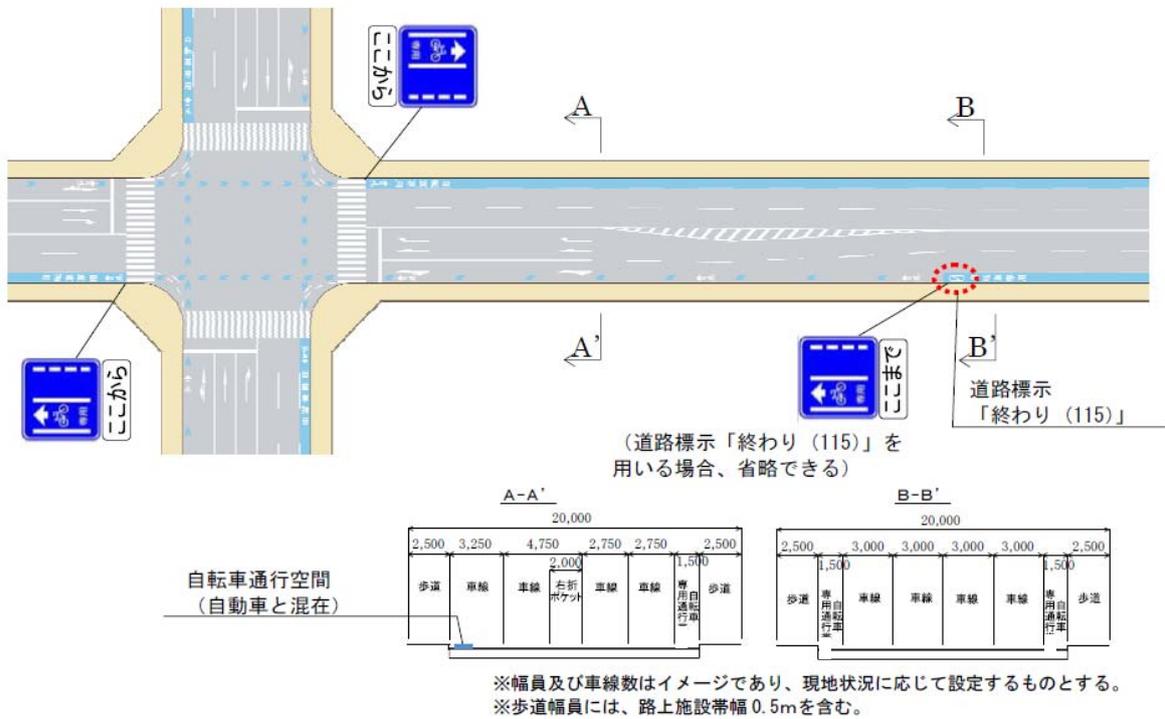
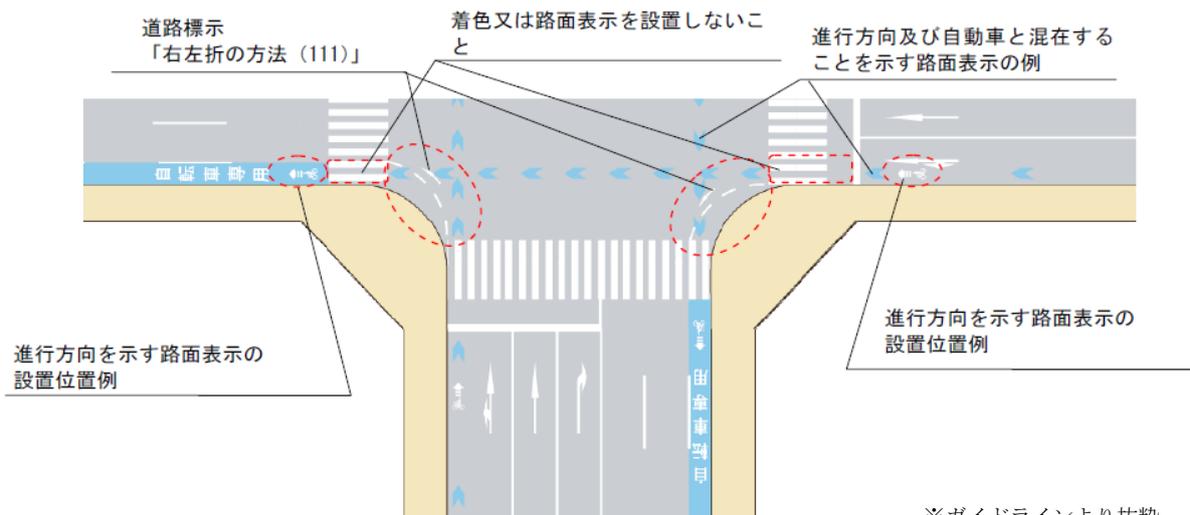


図-4.3.3.5 自転車通行帯が交差する交差点の例
 (流入側：車道混在、流出側：自転車通行帯の場合)

※ガイドラインより抜粋



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.3.6 交差点隅角部の道路構造の例 (流入側：車道混在、流出側：自転車通行帯の場合)

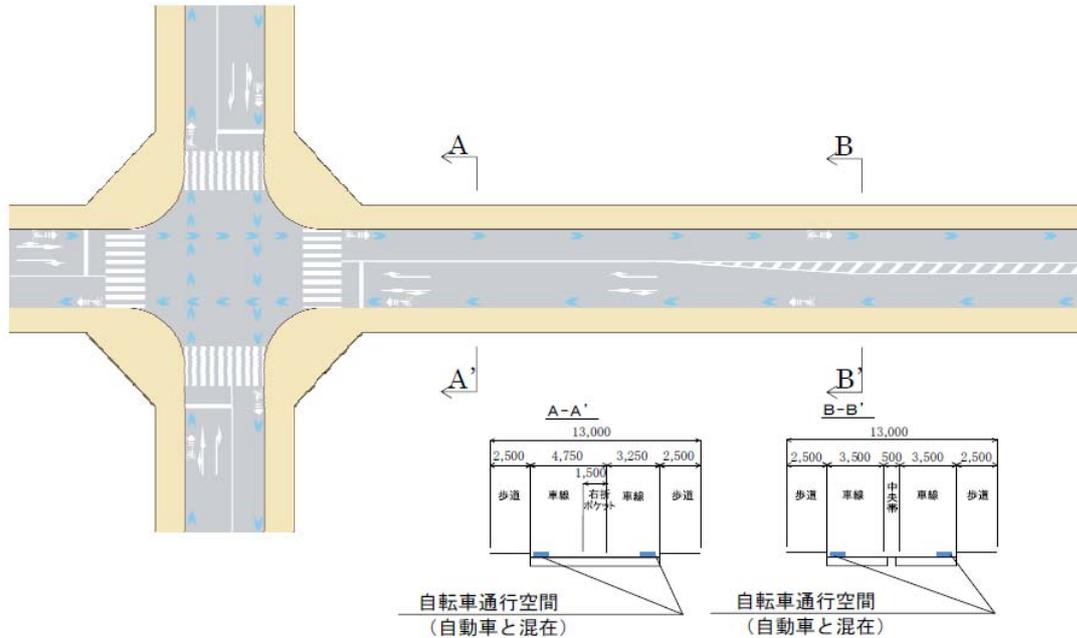
1) 道路標識・道路標示

(1) 1) を参考に設計するものとする (p77 参照)。

4.3.4 車道内共存もしくは車道混在

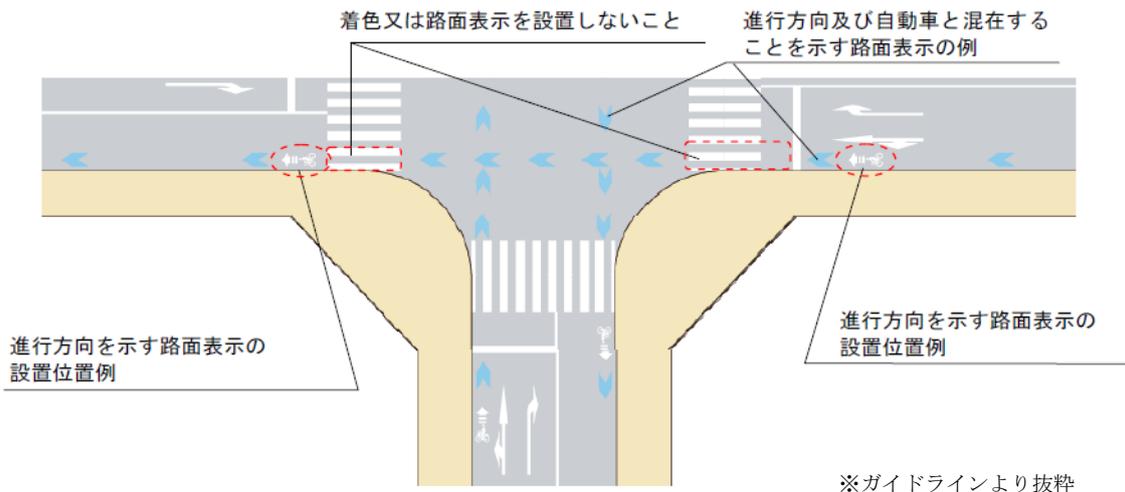
単路部と同様に交差点流出部においても共存もしくは混在させるため、交差点流入部では必要に応じて、路面表示を設置することが考えられる。交差点内や交差点流入部に路面表示を設置する場合は、「4.3.1 (3)」(p71 参照)を参考に設計するものとする。

ただし、主道路、従道路ともに「車道内共存もしくは車道混在の場合」であるため、道路標示「右左折の方法 (111)」は、設置しないものとする。



※幅員及び車線数はイメージであり、現地状況に応じて設定するものとする。
 ※歩道幅員には、路上施設帯幅0.5mを含む。 ※ガイドラインより抜粋

図-4.3.4.1 車道混在が交差する交差点の例（交差点流入部および流出部が共に車道混在の場合）

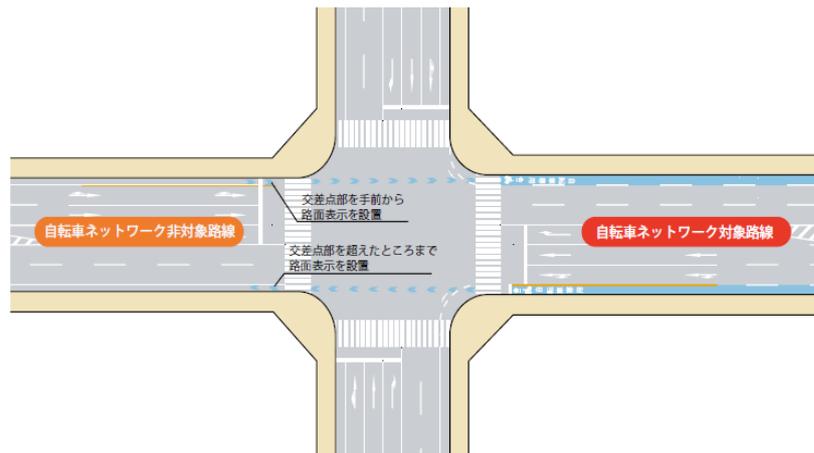


※ガイドラインより抜粋

図-4.3.4.2 交差点隅角部の道路構造の例（交差点流入部および流出部が共に車道混在の場合）

4.3.5 自転車通行空間ネットワーク端部の処理

自転車通行空間ネットワーク形成のいずれの場合においても、ネットワーク端部の交差点部において、突然通行空間を打ち切ったり、安易に自転車通行空間を歩道通行へ誘導したりするのではなく、交差点部を超えたところまで路面表示を設置する等、適切な交差点処理を行うことを基本とする。



※ガイドラインより抜粋

図-4.3.5.1 自転車通行空間ネットワーク端部の交差点部の路面表示方法の例

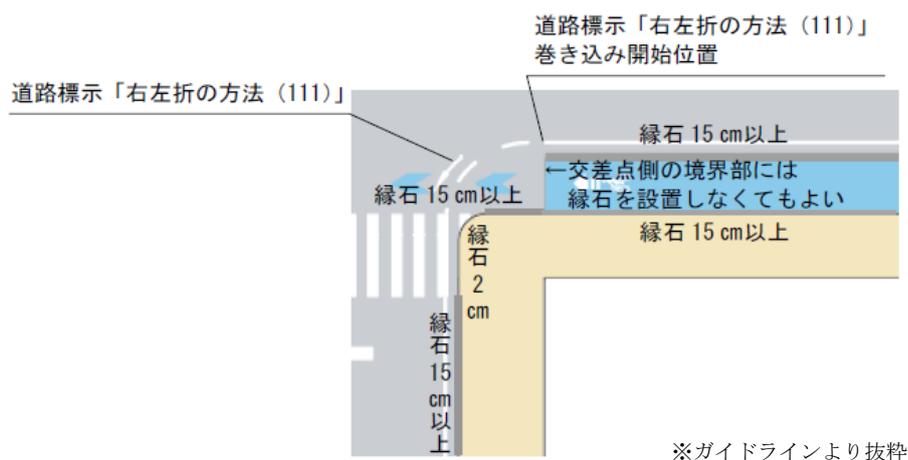


図-4.4.1.3 交差点隅角部の道路構造の例（従道路に歩道がある場合）

1) 道路標識・道路標示

- 道路標示「自転車横断帯（201 の 3）」を設置しないものとする。
- 車道内共存もしくは車道混在の場合を除いて、自動車が左折する際の巻き込み動線を明確にするため、道路標示「右左折の方法（111）」を設置するものとする。
- 交差する道路から見やすい場所に道路標識「自転車一方通行（326 の 2-A）」を設置することとし、必要に応じて両面式を用いるものとする。
- 必要に応じて、一方通行路の出口の左側の路端に車両の進入が禁止された方向に向けて、補助標識「この自転車道」を附置した道路標識「車両進入禁止(303)」を設置するものとする。

2) 看板・路面表示等

- 細街路との交差点部においても、自転車の通行位置、通行方向を明確化する路面表示（矢羽根型等）を設置するものとする。
- 交差点流入部において、自転車の通行方向を明確化するために、路面表示（自転車マーク等）を設置することが考えられる。

3) その他

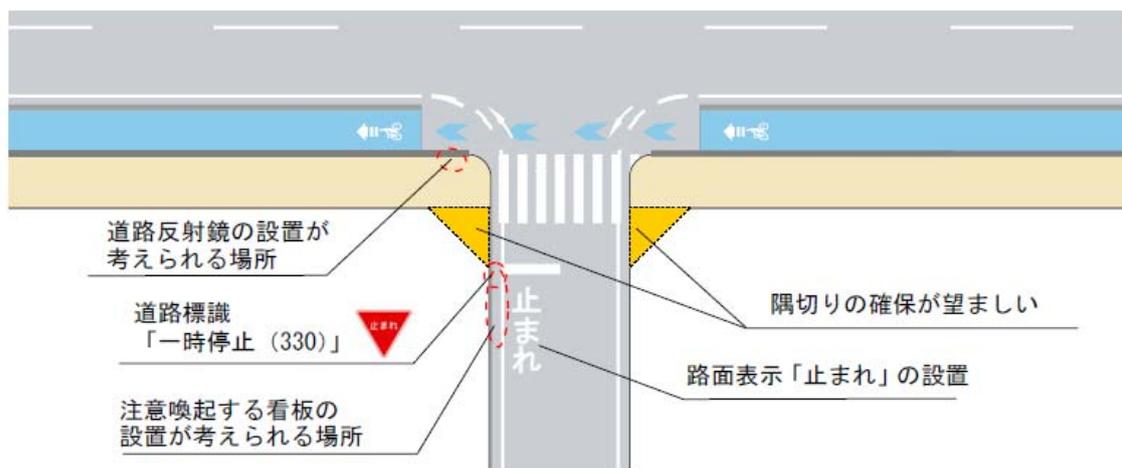
- 道路標示「右左折の方法（111）」の巻き込み開始位置において、自転車道を打ち切るものとする。
- 歩道と車道を区画する縁石のうち、横断歩道に接続する縁石については高さ 2cm を標準とし、その他の部分については、高さ 15cm 以上の縁石を設置するものとする。
- 自転車道の交差点側の境界部には、縁石の設置は省略できる。

4) 細街路側の構造等に関する留意事項

- 細街路側に道路標識「一時停止 (330)」を設置するものとする。
- 交差点部に隅切りが設置されていないなどの理由により、従道路側からの見通しが悪く、自転車事故の危険性がある箇所では、自動車運転者に対して、道路反射鏡の設置※や、従道路側の交差点手前に注意喚起看板や路面表示「止まれ」を設置することなどが考えられる。

※道路反射鏡の設置基準については、『道路反射鏡の設置に関する運用基準』の取扱いについて（通知）を参照すること。

- 従道路から交差点に流入する自動車の視認性の確保のため、隅切りを確保することが望ましい。



※ガイドラインより抜粋

図-4.4.1.4 細街路側の道路構造の例

(2) 自転車通行帯（普通自転車専用通行帯）・・・「左折自動車のみ共存もしくは混在の場合」の事例

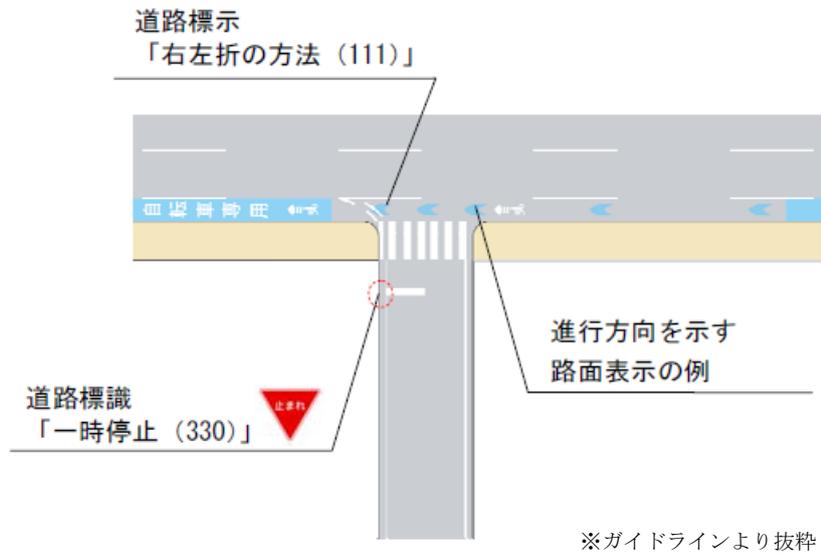


図-4.4.1.5 交差点イメージ

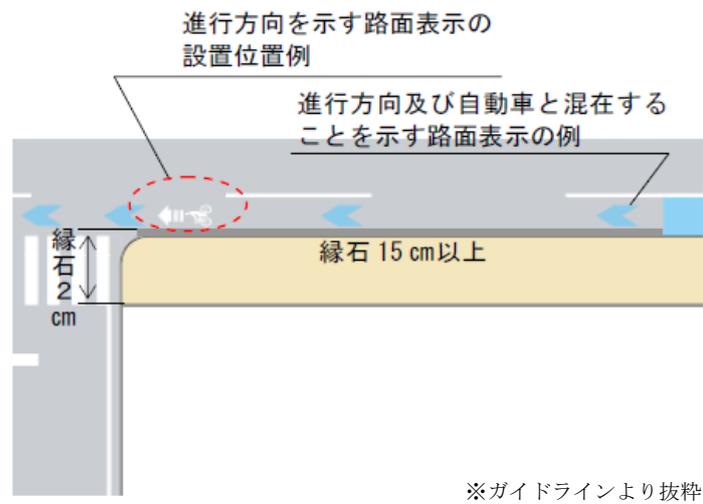


図-4.4.1.6 交差点隅角部の道路構造の例

(3) 自転車通行帯（普通自転車専用通行帯）・・・「分離の場合」の事例

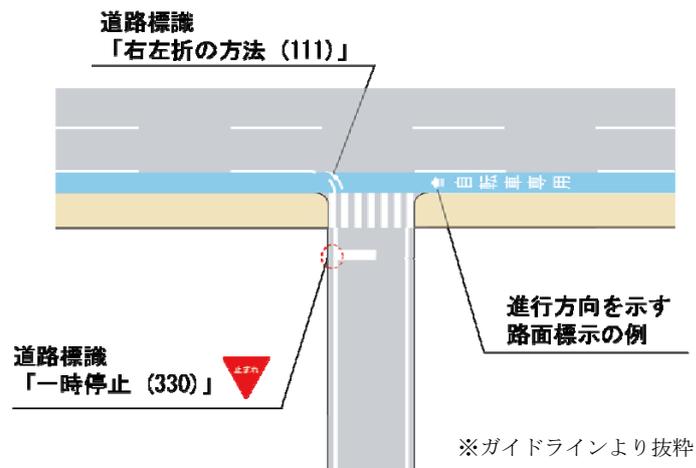


図-4.4.1.7 交差点イメージ

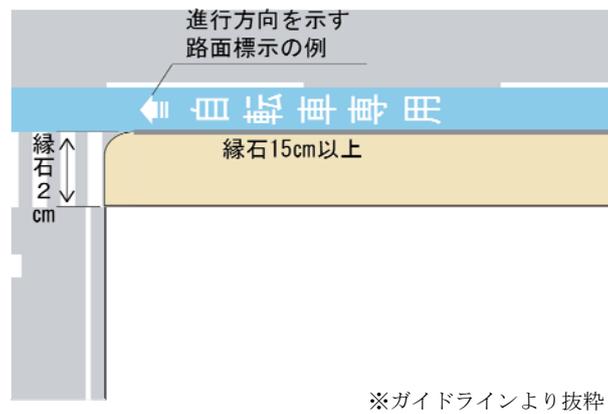


図-4.4.1.8 交差点隅角部の道路構造の例

1) 道路標識・道路標示

- 細街路との交差点部分も普通自転車専用通行帯を連続させるものとする。
- 自動車が左折する際の巻き込み動線を明確にするため、道路標示「右左折の方法(111)」を設置するものとする。

2) 看板・路面表示等

- 細街路との交差点部においても、自転車の通行位置、通行方向を明確化する路面表示(矢羽根型等)を設置するものとする。また、細街路のドライバーに対する注意喚起を目的とした自転車のピクトグラムを設置する場合には、その意図が正確に伝わるように、設置位置等を工夫する等慎重に検討するものとする。
- 交差点流出入部において、自転車の通行方向を明確化するために、路面表示(自転車マーク等)を設置することが考えられる。
- 主道路から細街路に左折する自動車は、普通自転車専用通行帯に入り道路左側端に寄って左折しなければならないため、細街路交差点の手前約30m程度について、左折自動車と共存もしくは混在することを示す路面表示を設置することが考えられる。

3) 細街路側の構造等に関する留意事項

- (1) 4) を参考に設計するものとする (p84 参照)。

(4) 車道内共存もしくは車道混在

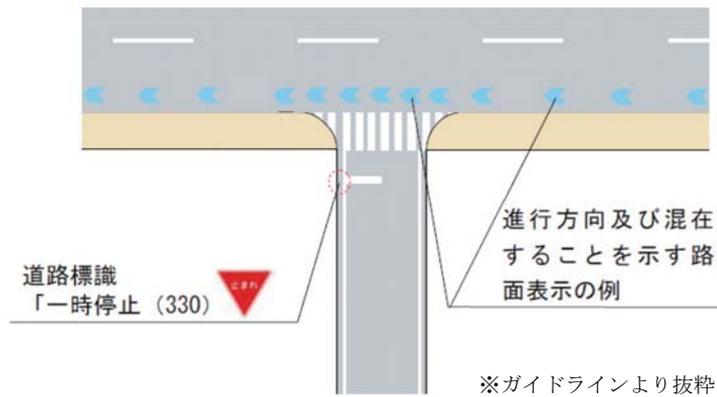


図-4.4.1.9 交差点イメージ（車道混在の場合）

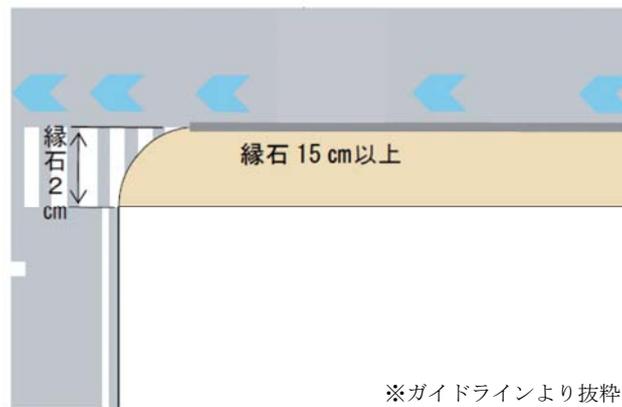


図-4.4.1.10 交差点隅角部の道路構造の例（車道混在の場合）

1) 道路標識・道路標示

- 細街路との交差点部においても、自転車の通行位置、通行方向を明確化する路面表示（矢羽根型等）を設置するものとする。
- 交差点流出入口において、自転車の通行方向を明確化するために、路面表示（自転車マーク等）を設置することが考えられる。
- 単路部において、進行方向及び混在することを示す路面表示を設置する場合、細街路との交差点の存在を明確にするため、交差点部のみ路面表示の間隔を密にすることが考えられる。

2) 細街路側の構造等に関する留意事項

- (1) 4) を参考に設計するものとする（p84 参照）。

4.4.2 三枝交差点

三枝交差点となる交差点における留意事項を示す。

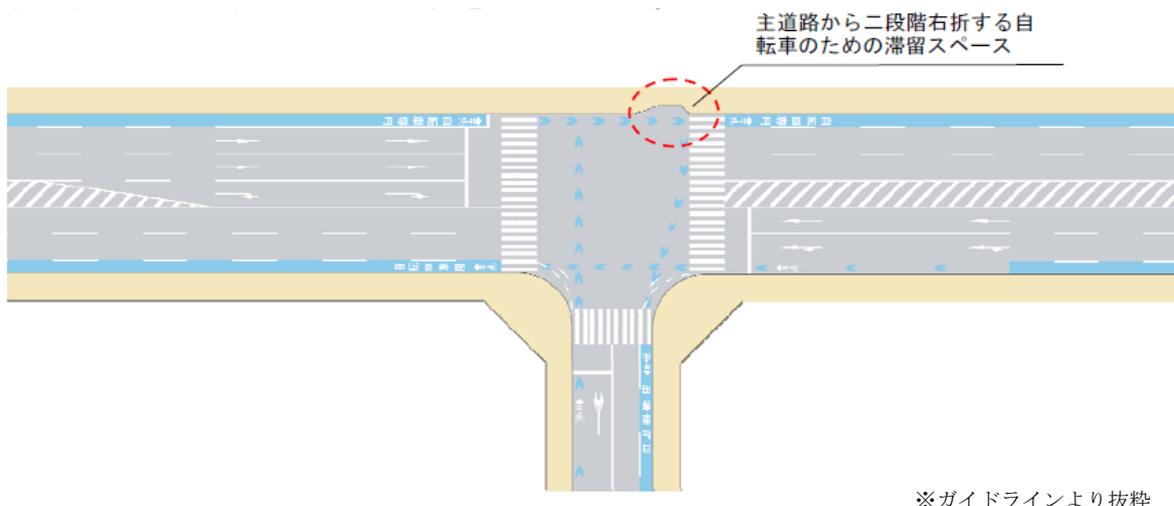
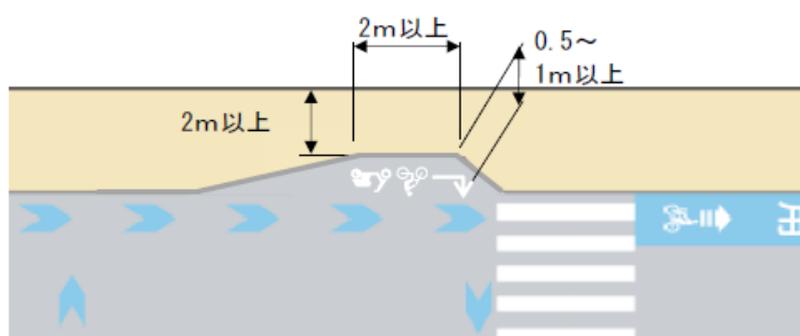


図-4.4.2.1 三枝交差点の例（自転車通行帯の場合）

- 二段階右折する原付や自転車に対する留意事項を除き、「4.3.1 (1)」(p64 参照)を参考として設計するものとする。
- 道路状況、交通状況を勘案して、二段階右折する原付や自転車が滞留時に自動車との交錯を避けるため、歩道を切り込んで安全に滞留できるスペースを確保し、看板または路面表示により滞留できるスペースを示すことが望ましい。
- 滞留スペースの長さは、道路の交通状況を勘案して定めるものとする。
- 二段階右折する原付や自転車から見えるように信号機の位置を検討するものとする。



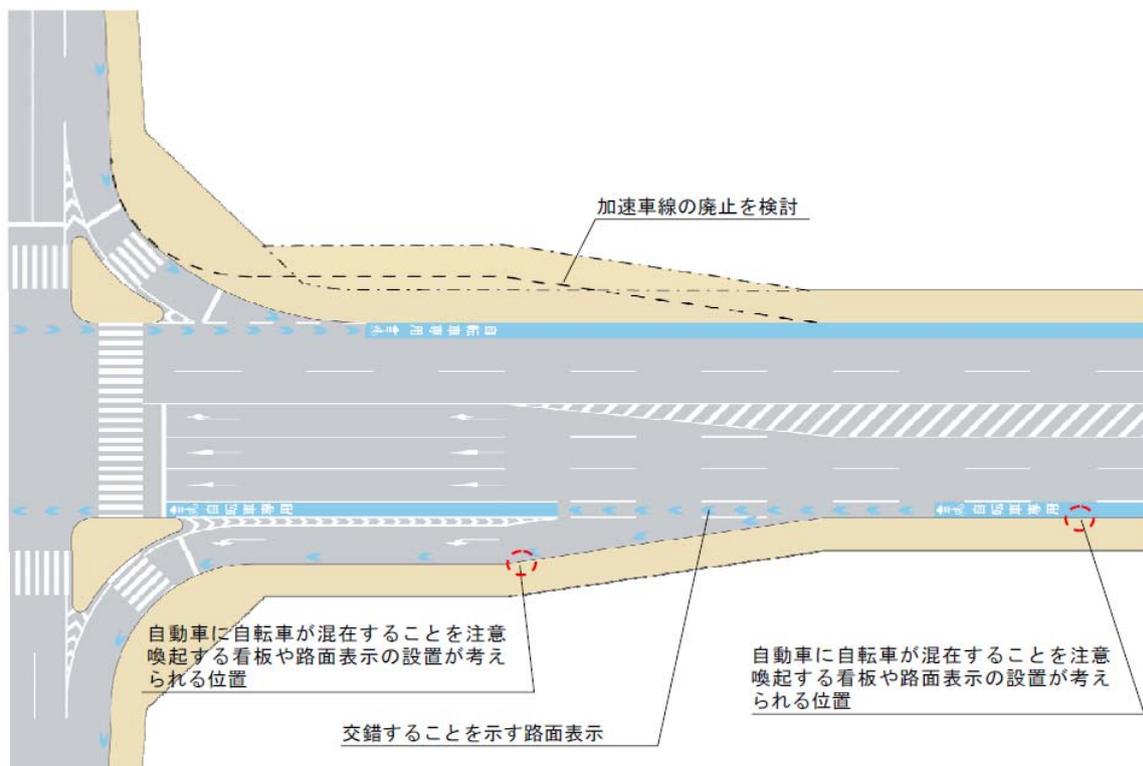
(※) 交差点流入部において道路の左側部分の車両通行帯が 2 以下の場合、原付の右折方法を道路標識「原動機付自転車の右折方法（小回り）(327 の 9)」により小回り規制されている交差点の場合、原付の滞留スペースを示す路面表示は設置しないものとする。

※ガイドラインより抜粋

図-4.4.2.2 二段階右折する自転車や原付のスペースの考え方の例
(自転車通行帯の場合)

4.4.3 分離帯による左折導流路のある交差点（常時左折可）

分離帯による左折導流路のある交差点における留意事項を示す。



※ガイドラインより抜粋

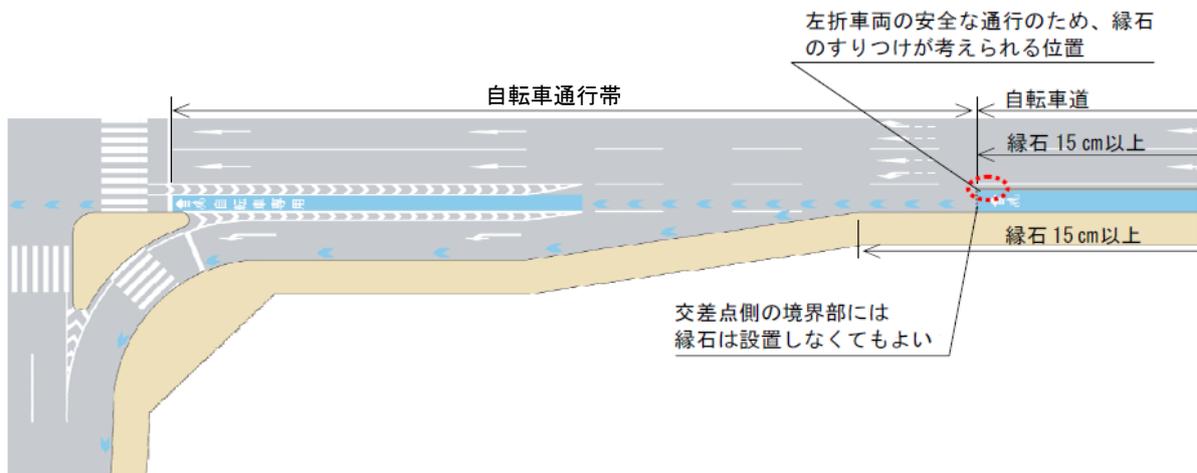
図-4.4.3.1 分離帯による導流路がある交差点の例（自転車通行帯の場合）

(1) 共通事項

- 分離帯による左折導流路のある交差点における自転車通行空間は、本線（直進車線）に沿って連続して設置するものとする。ただし、左折自動車が減速し左折導流路に移行する区間（以下「分流部」という。）では、自転車との交錯が生じることから、自転車通行空間の延長線上の部分に自転車の通行位置及び通行方向を明確化し、左折自動車と混在することを示す路面表示（矢羽根型等）を設置する他、交錯が生じる手前において、看板または路面表示を設置し、自動車、自転車双方への注意喚起を行うなどの安全対策を検討するものとする。
- 左折導流路においては、左折する自動車と混在するため、自動車に対して速度抑制するよう注意喚起する看板または路面表示を設置することが考えられる。
- 交差点流出側の導流路については、自転車の安全性を確保するための方策の一つとして加速車線の廃止を検討することが考えられる。

(2) 自転車道（自転車一方通行）

- 自転車道の場合、左折導流路の分流部の手前において自転車道を打ち切り、自転車通行帯に接続するものとする。この場合、直進車線に隣接する自転車通行帯の直進車線側をゼブラ帯にするなど自転車の安全確保策を講じることが考えられる。
- 左折自動車の安全な通行のため、交差点側の縁石端部の高さを車道面まですりつけることが望ましい。



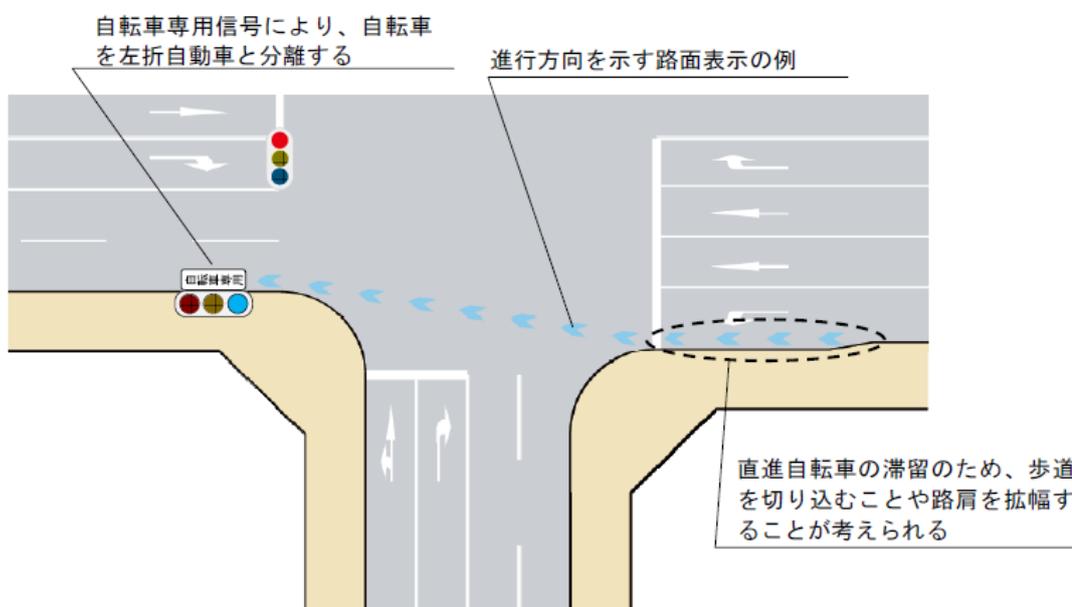
※ガイドラインより抜粋

図-4.4.3.2 自転車道における分流部の縁石構造の例

4.4.4 左折導流路のない左折可の交通規制が実施されている交差点

左折導流路のない左折可の交通規制が実施されている交差点における留意事項を示す。

- 直進する自転車と左折する自動車の交錯を防ぐため、道路や交通の状況に応じて、左折可の交通規制を見直すとともに、信号制御の見直し、自転車専用信号の設置、道路の幅員構成の見直しによる車道左側部における自転車通行空間の確保、交差点内における自転車通行位置の明示等の安全対策を検討するものとする。
- 安全対策が困難な場合は、当該交差点の前後については自転車ネットワーク路線とせず、代替路を検討するものとする。



※ガイドラインより抜粋

図-4.4.4.1 左折導流路のない左折可の交通規制が実施されている交差点の見直し例